

令和 8 年 9 月 2 4 日以降 積算基準日の工事から適用 通達資料

5 建築工事等価格積算要領
(平成 19 年 9 月 28 日付け事調第 605 号農政部長通知) の一部改正

新 旧 対 照 表		
改 正	現 行	備 考
5 建築工事等価格積算要領 第1 目 的 【省略】 第5 直接工事費 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。 (1) 算定の方法 算定の方法は次のイからハによる。 イ 材料価格及び機器類価格（以下「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。 ロ 単位施工当りに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。 ハ イまたはロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。 (2) 単価及び価格 算定の方法に用いる単価及び価格については、「北海道建設部営繕工事積算要領」による。 (3) 数量 算定の方法に用いる数量は、「北海道建設部営繕工事積算要領」による。 第6 共通費 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、<u> </u>「北海道建設部営繕工事積算取扱資料」の定めによる。 (1) 共通仮設費 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。 (2) 現場管理費 現場管理費は、工事施工に当り、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。 (3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。 第7 消費税相当額 消費税相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。 第8 設計変更における工事費 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税相当額を加えて得た額とする。	5 建築工事等価格積算要領 第1 目 的 【省略】 第5 直接工事費 直接工事費は、工事目的物を造るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次に掲げる各項による。 (1) 算定の方法 算定の方法は次のイからハによる。 イ 材料価格及び機器類価格（以下「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。 ロ 単位施工当りに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。 ハ イまたはロによりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。 (2) 単価及び価格 算定の方法に用いる単価及び価格については、「北海道建設部営繕工事積算基準取扱要領」による。 (3) 数量 算定の方法に用いる数量は、「北海道建設部営繕工事積算基準取扱要領」による。 第6 共通費 共通費は、次の各項について算定するものとし、具体的な算定については、別紙「北海道建設部営繕工事共通費積算基準」の定めによる。 (1) 共通仮設費 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。 (2) 現場管理費 現場管理費は、工事施工に当り、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。 (3) 一般管理費等 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益からなる。 第7 消費税相当額 消費税相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。 第8 設計変更における工事費 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、<u> </u>当初請負代金額から消費税相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税相当額を加えて得た額とする。	字句の改正 字句の改正 字句の削除、改正 字句の追加

新 旧 対 照 表		
改 正	現 行	備 考
第 9 積算基準日の取扱い 「北海道建設部営繕工事積算要領」の適用年月日については、「営繕工事における積算基準日の取扱いについて」（令和 3 年（2021 年）4 月 13 日付事務連絡）による。 [削除]		字句の追加 〃 〃 字句の削除 字句の削除 〃 〃 〃 〃 字句の削除 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

新 旧 対 照 表		現 行		備 考
改正				
[削除]	[削除]	表－1 共通仮設費		字句の削除 表の削除
		項 目	内 容	
		準備費	敷地測量、敷地整理、道路占用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用	
		仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用	
		工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用	
		環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理、合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用	
		動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用ならびに工事用電気・水道料金等	
		屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付及びこれに伴う屋外発生材処分等ならびに除雪に要する費用	
		機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用	
		情報システム費	情報共有、遠隔臨場、ＢＩＭ、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用	
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用			
[削除]	[削除]	表－2 現場管理費		字句の削除 表の削除
		項 目	内 容	
		労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	
		租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税、自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用	
		保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、積立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料	
		従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）ならびに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く）に要する費用	
		施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用	
		退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金	
		法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金	
		福利厚生費	現場従業員に関する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用	
事務用品費	事務用消耗品費、ＯＡ機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事用写真・完成写真代等の費用			
通信交通費	通信費、旅費及び交通費			
補償費	工事施工に伴って、通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く			
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用			

新 旧 対 照 表		現 行		備 考
改正				
[削除]		表－3 一般管理費		字句の削除 表の削除
		項 目	内 容	
		役員報酬等	取締役及び監査役に対する報酬及び賞与（損金算入分）	
		従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）	
		退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）	
		法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額	
		福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用	
		修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	
		事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費	
		通信交通費	通信費、交通費及び旅費	
		動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用	
		調査研究費	技術研究、開発等の費用	
		広告宣伝費	広告、公告または宣伝に要する費用	
		交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用	
		寄附金	社会福祉団体等に対する寄附	
		地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	
		減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額	
		試験研究償却費	新製品または新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額	
		開発償却費	新技術または新経営組織の採用、資源の開発ならびに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	
		租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料その他の公課	
		保険料	火災保険その他の損害保険料	
		契約保証金	契約の保証に必要な費用	
		雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用	
[削除]		表－4 付加利益等		字句の削除 〃 〃 〃 〃 〃
		法人税、都道府県民税、市町村民税等（表－3 の租税公課に含むものを除く）		
		株主配当金		
		役員賞与（損金算入分を除く）		
		内部保留金		
		支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用		
[削除]		3 共通仮設費の算定		字句の削除 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
		(1) 共通仮設費は、表－1 の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。		
		(2) 共通仮設費率は、別表－1 から別表－7 によるものとする。算定式により算定された率が上限を超えるときは、上限による率とし、下限を下回るときは、下限による率とする。		
		ただし、とりこわし工事については、別表－8 によるものとする。		
		なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じて別途積み上げにより算定して加算する。		
		(3) 当該共通仮設費率に含まれる内容は、表－5－1 から 3 とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。		
		現場環境改善費		
		工事場所以外の屋外整理清掃費		
		新たな施策等の試行による特別な費用		

新 旧 対 照 表																					
改 正	現 行	備 考																			
[削除]	表－5－1 建築工事の共通仮設費率に含む内容 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>準備費</td><td>敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用</td></tr><tr><td>仮設建物費</td><td>監督員事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用</td></tr><tr><td>工事施設費</td><td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td></tr><tr><td>環境安全費</td><td>安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用</td></tr><tr><td>動力用水光熱費</td><td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用ならびに工事用電気・水道料金等</td></tr><tr><td>屋外整理清掃費</td><td>屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用</td></tr><tr><td>機械器具費</td><td>測量機器及び雑機械器具に要する費用</td></tr><tr><td>その他</td><td>公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書に定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用</td></tr></table>	項 目	内 容	準備費	敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用	仮設建物費	監督員事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用ならびに工事用電気・水道料金等	屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用	機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書に定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	字句の削除 表の削除	
	項 目	内 容																			
	準備費	敷地整理（新営の場合）、道路占用・使用料、その他の準備に要する費用																			
仮設建物費	監督員事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用																				
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用																				
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用																				
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用ならびに工事用電気・水道料金等																				
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用																				
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用																				
その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書に定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用																				
[削除]	表－5－2 とりこわし工事の共通仮設費率に含む内容 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>準備費</td><td>準備に要する費用</td></tr><tr><td>仮設建物費</td><td>監督員事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、作業員施設等に要する費用</td></tr><tr><td>環境安全費</td><td>安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用</td></tr><tr><td>動力用水光熱費</td><td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用ならびに工事用電気・水道料金等</td></tr><tr><td>屋外整理清掃費</td><td>屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分ならびに端材等の処分に要する費用</td></tr><tr><td>機械器具費</td><td>共通的な工事用機械器具に要する費用</td></tr><tr><td>その他</td><td>上記のいずれの科目にも属さない各種目に共通の費用</td></tr></table>	項 目	内 容	準備費	準備に要する費用	仮設建物費	監督員事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、作業員施設等に要する費用	環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用ならびに工事用電気・水道料金等	屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分ならびに端材等の処分に要する費用	機械器具費	共通的な工事用機械器具に要する費用	その他	上記のいずれの科目にも属さない各種目に共通の費用	字句の削除 表の削除			
項 目	内 容																				
準備費	準備に要する費用																				
仮設建物費	監督員事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、作業員施設等に要する費用																				
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用																				
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用ならびに工事用電気・水道料金等																				
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分ならびに端材等の処分に要する費用																				
機械器具費	共通的な工事用機械器具に要する費用																				
その他	上記のいずれの科目にも属さない各種目に共通の費用																				
[削除]	表－5－3 電気設備、機械設備及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容 <table><tr><th>項 目</th><th>内 容</th></tr><tr><td>準備費</td><td>その他の準備に要する費用</td></tr><tr><td>仮設建物費</td><td>現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用</td></tr><tr><td>工事施設費</td><td>場内通信設備等の工事用施設に要する費用</td></tr><tr><td>環境安全費</td><td>安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用</td></tr><tr><td>動力用水光熱費</td><td>工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用ならびに工事用電気・水道料金等</td></tr><tr><td>屋外整理清掃費</td><td>屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分ならびに端材等の処分に要する費用</td></tr><tr><td>機械器具費</td><td>測量機器及び雑機械器具に要する費用</td></tr><tr><td>その他</td><td>上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用</td></tr></table>	項 目	内 容	準備費	その他の準備に要する費用	仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用	工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用ならびに工事用電気・水道料金等	屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分ならびに端材等の処分に要する費用	機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用	その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用	字句の削除 表の削除	
項 目	内 容																				
準備費	その他の準備に要する費用																				
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用																				
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用																				
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用																				
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用ならびに工事用電気・水道料金等																				
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分ならびに端材等の処分に要する費用																				
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用																				
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用																				
[削除]	(4) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、自主管理して施工する特別な専門工事が含まれる場合は、特別な専門工事を除く工事及び特別な専門工事それぞれの工事に必要な共通仮設費を算定し、これらの額を合算した額を共通仮設費とする。	字句の削除 〃 〃																			
	(5) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。	〃 〃																			
	この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。	〃 〃																			

改正	現行	備考
[削除]	<u>4 現場管理費の算定</u>	字句の削除
	(1) 現場管理費は、表－2 の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実積等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理费率」という。）により算定する。	//
	(2) 現場管理费率は、別表－9 から別表－15 によるものとする。算定式により算定された率が上限を超えるときは、上限による率とし、下限を下回るときは、下限による率とする。 ただし、とりこわし工事及び分割発注する木製建具工事については別表－16 によるものとする。 なお、現場管理费率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。	// // //
	(3) 現場管理费率に含まれる内容は、表－2 による。	//
	(4) 建築工事の発注において、自主管理して施工する特別な専門工事が含まれる場合は、特別な専門工事を除く工事及び特別な専門工事それぞれの工事に必要な現場管理費を算定し、これらの額を合算した額を現場管理費とする。	// //
	(5) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。 この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。	// // //
	<u>5 一般管理等の算定</u>	字句の削除
	(1) 一般管理等は、表－3 の及び表－4 の内容について、工事原価に対する比率（以下「一般管理费率」という。）により算定する。	//
	(2) 一般管理等率は、別表－17 から別表－19 によるものとする。 なお、契約の保証を必要とする場合には、別表－20 により契約保証费率を加算するものとする。	// //
[削除]	(3) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19 年法律第66 号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を国土交通大臣が指定した「住宅瑕疵担保責任保険法人」から保険料(非課税)及び検査手数料について見積を徴収し、資力確保措置費用として、一般管理等に加算する。 「住宅瑕疵担保責任保険法人」については、下記アドレスを参考とする。 https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/rikouhou/insurancecorp.html	// // // // // // //
	(4) 設計変更における一般管理等については、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理等を求め、当初発注工事の一般管理等を控除した額とする。 ただし、設計変更については、契約保証費にかかる補正を行わない。	// //

新 旧 対 照 表		現 行		備 考	
改正	[削除]	別表－1 共通仮設費率（新営建築工事）		字句の削除 表の削除	
		共通仮設費率(注1)	$K_r = \text{Exp} \left(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T \right)$（注2） K_r：共通仮設費率（％）（注3） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）		
			（注1）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注2）Exp()は、指数関数$e^{}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注3）K_rの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。		
[削除]	[削除]	別表－2 共通仮設費率（改修建築工事）		字句の削除 表の削除	
		共通仮設費率(注1)	$K_r = \text{Exp} \left(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T \right)$（注2） K_r：共通仮設費率（％）（注3） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）		
			（注1）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注2）Exp()は、指数関数$e^{}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注3）K_rの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。		
[削除]	[削除]	別表－3 共通仮設費率（新営電気設備工事）		字句の削除 表の削除	
		共通仮設費率(注1)	$K_r = \text{Exp} \left(3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T \right)$（注2） K_r：共通仮設費率（％）（注3） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）		
			（注1）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注2）Exp()は、指数関数$e^{}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注3）K_rの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。		
[削除]	[削除]	別表－4 共通仮設費率（改修電気設備工事）		字句の削除 表の削除	
		共通仮設費率(注1)	$K_r = \text{Exp} \left(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T \right)$（注2） K_r：共通仮設費率（％）（注3） P：直接工事費（千円） T：工期（か月）		
			（注1）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注2）Exp()は、指数関数$e^{}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注3）K_rの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。		

新 旧 対 照 表		現 行		備 考	
[削除]		別表－5 共通仮設費率（新営機械設備工事）		字句の削除 表の削除	
		共通仮設費率(注1)	$K_r = \text{Exp} \left(2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T \right)$ （注2） K_r ：共通仮設費率（％）（注3） P ：直接工事費（千円） T ：工期（か月）		
			（注1）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。		
			（注2）Exp()は、指数関数 e^0 を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。		
			（注3） K_r の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。		
[削除]		別表－6 共通仮設費率（改修機械設備工事）		字句の削除 表の削除	
		共通仮設費率(注1)	$K_r = \text{Exp} \left(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T \right)$ （注2） K_r ：共通仮設費率（％）（注3） P ：直接工事費（千円） T ：工期（か月）		
			（注1）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。		
			（注2）Exp()は、指数関数 e^0 を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。		
			（注3） K_r の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。		
[削除]		別表－7 共通仮設費率（昇降機設備工事）		字句の削除 表の削除	
		共通仮設費率(注1)	$K_r = \text{Exp} \left(4.577 - 0.323 \times \log_e P \right)$ （注2） K_r ：共通仮設費率（％）（注3） P ：直接工事費（千円）		
			（注1）本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。		
			（注2）Exp()は、指数関数 e^0 を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。		
			（注3） K_r の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。		
[削除]		別表－8 共通仮設費率（とりこわし工事）		字句の削除 表の削除	
		工事区分	共通仮設費率		備 考
		とりこわし工事	1.00％		一般工事に含ませて発注する場合
			1.66％		単独発注する場合
[削除]		別表－9 現場管理費率（新営建築工事）		字句の削除 表の削除	
		現場管理費率(注1)	$J_o = \text{Exp} \left(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T \right)$ （注2） J_o ：現場管理費率（％）（注3） N_p ：純工事費（千円） T ：工期（か月）		
			（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。		
			（注2）Exp()は、指数関数 e^0 を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。		
			（注3） J_o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。		

新 旧 対 照 表													
改 正	現 行	備 考											
[削除]	別表－10 現場管理費率（改修建築工事） <table><tr><td rowspan="4">現場管理費率(注1)</td><td>$J_o = \text{Exp} \left(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T \right)$（注2）</td></tr><tr><td>$J_o$：現場管理費率（％）（注3）</td></tr><tr><td>N_p：純工事費（千円）</td></tr><tr><td>T：工期（か月）</td></tr><tr><td colspan="2">（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</td></tr><tr><td colspan="2">（注2）Exp()は、指数関数$e^{}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</td></tr><tr><td colspan="2">（注3）J_oの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</td></tr></table>	現場管理費率(注1)	$J_o = \text{Exp} \left(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T \right)$ （注2）	J_o ：現場管理費率（％）（注3）	N_p ：純工事費（千円）	T ：工期（か月）	（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。		（注2）Exp()は、指数関数 $e^{}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。		（注3） J_o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。		字句の削除 表の削除
	現場管理費率(注1)		$J_o = \text{Exp} \left(7.079 - 0.538 \times \log_e N_p + 0.773 \times \log_e T \right)$ （注2）										
			J_o ：現場管理費率（％）（注3）										
			N_p ：純工事費（千円）										
T ：工期（か月）													
（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。													
（注2）Exp()は、指数関数 $e^{}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。													
（注3） J_o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。													
[削除]	別表－11 現場管理費率（新営電気設備工事） <table><tr><td rowspan="4">現場管理費率(注1)</td><td>$J_o = \text{Exp} \left(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T \right)$（注2）</td></tr><tr><td>$J_o$：現場管理費率（％）（注3）</td></tr><tr><td>N_p：純工事費（千円）</td></tr><tr><td>T：工期（か月）</td></tr><tr><td colspan="2">（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</td></tr><tr><td colspan="2">（注2）Exp()は、指数関数$e^{}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</td></tr><tr><td colspan="2">（注3）J_oの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</td></tr></table>	現場管理費率(注1)	$J_o = \text{Exp} \left(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T \right)$ （注2）	J_o ：現場管理費率（％）（注3）	N_p ：純工事費（千円）	T ：工期（か月）	（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。		（注2）Exp()は、指数関数 $e^{}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。		（注3） J_o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。		字句の削除 表の削除
	現場管理費率(注1)		$J_o = \text{Exp} \left(5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T \right)$ （注2）										
			J_o ：現場管理費率（％）（注3）										
			N_p ：純工事費（千円）										
T ：工期（か月）													
（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。													
（注2）Exp()は、指数関数 $e^{}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。													
（注3） J_o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。													
[削除]	別表－12 現場管理費率（改修電気設備工事） <table><tr><td rowspan="4">現場管理費率(注1)</td><td>$J_o = \text{Exp} \left(6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T \right)$（注2）</td></tr><tr><td>$J_o$：現場管理費率（％）（注3）</td></tr><tr><td>N_p：純工事費（千円）</td></tr><tr><td>T：工期（か月）</td></tr><tr><td colspan="2">（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</td></tr><tr><td colspan="2">（注2）Exp()は、指数関数$e^{}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</td></tr><tr><td colspan="2">（注3）J_oの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</td></tr></table>	現場管理費率(注1)	$J_o = \text{Exp} \left(6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T \right)$ （注2）	J_o ：現場管理費率（％）（注3）	N_p ：純工事費（千円）	T ：工期（か月）	（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。		（注2）Exp()は、指数関数 $e^{}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。		（注3） J_o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。		字句の削除 表の削除
	現場管理費率(注1)		$J_o = \text{Exp} \left(6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T \right)$ （注2）										
			J_o ：現場管理費率（％）（注3）										
			N_p ：純工事費（千円）										
T ：工期（か月）													
（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。													
（注2）Exp()は、指数関数 $e^{}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。													
（注3） J_o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。													
[削除]	別表－13 現場管理費率（新営機械設備工事） <table><tr><td rowspan="4">現場管理費率(注1)</td><td>$J_o = \text{Exp} \left(4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T \right)$（注2）</td></tr><tr><td>$J_o$：現場管理費率（％）（注3）</td></tr><tr><td>N_p：純工事費（千円）</td></tr><tr><td>T：工期（か月）</td></tr><tr><td colspan="2">（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</td></tr><tr><td colspan="2">（注2）Exp()は、指数関数$e^{}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</td></tr><tr><td colspan="2">（注3）J_oの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</td></tr></table>	現場管理費率(注1)	$J_o = \text{Exp} \left(4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T \right)$ （注2）	J_o ：現場管理費率（％）（注3）	N_p ：純工事費（千円）	T ：工期（か月）	（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。		（注2）Exp()は、指数関数 $e^{}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。		（注3） J_o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。		字句の削除 表の削除
	現場管理費率(注1)		$J_o = \text{Exp} \left(4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T \right)$ （注2）										
			J_o ：現場管理費率（％）（注3）										
			N_p ：純工事費（千円）										
T ：工期（か月）													
（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。													
（注2）Exp()は、指数関数 $e^{}$ を表す。 e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。													
（注3） J_o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。													

新 旧 対 照 表		現 行		備 考														
改正																		
[削除]		別表－14 現場管理費率（改修機械設備工事）		字句の削除 表の削除														
		<table><tr><td>現場管理費率（注1）</td><td>$J_o = \text{Exp} \left(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T \right)$（注2） J_o：現場管理費率（%）（注3） N_p：純工事費（千円） T：工期（か月）</td></tr><tr><td colspan="2">（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注2）Exp()は、指数関数e^0を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注3）J_oの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</td></tr></table>			現場管理費率（注1）	$J_o = \text{Exp} \left(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T \right)$ （注2） J _o ：現場管理費率（%）（注3） N _p ：純工事費（千円） T：工期（か月）	（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注2）Exp()は、指数関数 e^0 を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注3）J _o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。											
		現場管理費率（注1）	$J_o = \text{Exp} \left(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T \right)$ （注2） J _o ：現場管理費率（%）（注3） N _p ：純工事費（千円） T：工期（か月）															
（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注2）Exp()は、指数関数 e^0 を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注3）J _o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。																		
[削除]		別表－15 現場管理費率（昇降機設備工事）		字句の削除 表の削除														
		<table><tr><td>現場管理費率（注1）</td><td>$J_o = \text{Exp} \left(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p \right)$（注2） J_o：現場管理費率（%）（注3） N_p：純工事費（千円） T：工期（か月）</td></tr><tr><td colspan="2">（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注2）Exp()は、指数関数e^0を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注3）J_oの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</td></tr></table>			現場管理費率（注1）	$J_o = \text{Exp} \left(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p \right)$ （注2） J _o ：現場管理費率（%）（注3） N _p ：純工事費（千円） T：工期（か月）	（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注2）Exp()は、指数関数 e^0 を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注3）J _o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。											
		現場管理費率（注1）	$J_o = \text{Exp} \left(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p \right)$ （注2） J _o ：現場管理費率（%）（注3） N _p ：純工事費（千円） T：工期（か月）															
（注1）本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 （注2）Exp()は、指数関数 e^0 を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 （注3）J _o の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。																		
[削除]		別表－16 現場管理費率（とりこわし工事、木製建具工事）		字句の削除 表の削除														
		<table><tr><th>工事区分</th><th>現場管理費率</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">とりこわし工事</td><td>2.00%</td><td>一般工事に含ませて発注する場合</td></tr><tr><td>3.93%</td><td>単独発注する場合</td></tr><tr><td>木製建具工事</td><td>4.63%</td><td>分離発注する場合</td></tr><tr><td colspan="3">（注1）一般工事とは通常の建物本体工事のことである。</td></tr></table>			工事区分	現場管理費率	備 考	とりこわし工事	2.00%	一般工事に含ませて発注する場合	3.93%	単独発注する場合	木製建具工事	4.63%	分離発注する場合	（注1）一般工事とは通常の建物本体工事のことである。		
		工事区分	現場管理費率		備 考													
とりこわし工事	2.00%	一般工事に含ませて発注する場合																
	3.93%	単独発注する場合																
木製建具工事	4.63%	分離発注する場合																
（注1）一般工事とは通常の建物本体工事のことである。																		
[削除]		別表－17 一般管理費等率（新営・改修建築工事、とりこわし工事、木製建具工事共通）		字句の削除 表の削除														
		<table><tr><th>工事原価</th><th>5百万円以下</th><th>5百万円を超え30億円以下</th><th>30億円を超える</th></tr><tr><td>一般管理費等率</td><td>17.24%</td><td>一般管理費等率算定式により算定された率</td><td>8.43%</td></tr></table>			工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える	一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%						
		工事原価	5百万円以下		5百万円を超え30億円以下	30億円を超える												
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%															
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log \left(C_p \right)$ ただし、G _p ：一般管理費等率（%） C _p ：工事原価（千円） （注1）G _p の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。																		
[削除]		別表－18 一般管理費等率（新営・改修電気設備工事）		字句の削除 表の削除														
		<table><tr><th>工事原価</th><th>3百万円以下</th><th>3百万円を超え20億円以下</th><th>20億円を超える</th></tr><tr><td>一般管理費等率</td><td>17.49%</td><td>一般管理費等率算定式により算定された率</td><td>8.06%</td></tr></table>			工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える	一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%						
		工事原価	3百万円以下		3百万円を超え20億円以下	20億円を超える												
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%															
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log \left(C_p \right)$ ただし、G _p ：一般管理費等率（%） C _p ：工事原価（千円） （注1）G _p の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。																		

新 旧 対 照 表																										
改 正	現 行																									
[削除]	別表－19 一般管理費等率（新営・改修機械設備工事、昇降機設備工事共通） <table><tr><td>工事原価</td><td>3 百万円以下</td><td>3 百万円を超え 20 億円以下</td><td>20 億円を超える</td></tr><tr><td>一般管理費等率</td><td>16.68%</td><td>一般管理費等率算定式により算定された率</td><td>8.07%</td></tr><tr><td colspan="4">算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$</td></tr><tr><td colspan="4">ただし、G_p：一般管理費等率（%）</td></tr><tr><td colspan="4">C_p：工事原価（千円）</td></tr><tr><td colspan="4">（注1）G_pの値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</td></tr></table>	工事原価	3 百万円以下	3 百万円を超え 20 億円以下	20 億円を超える	一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%	算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$				ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）				C_p ：工事原価（千円）				（注1） G_p の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。				字句の削除 表の削除
	工事原価	3 百万円以下	3 百万円を超え 20 億円以下	20 億円を超える																						
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%																							
算定式 $G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$																										
ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）																										
C_p ：工事原価（千円）																										
（注1） G_p の値は、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。																										
[削除]	別表－20 契約保証費率 <table><tr><td>契約の方法</td><td>補正值（%）</td></tr><tr><td>ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合</td><td>0.04</td></tr><tr><td>ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合</td><td>0.09</td></tr><tr><td>ケース3：ケース1及び2以外の場合</td><td>補正しない</td></tr></table> （注） ケース3の具体例は以下のとおり <u>1) 随意契約（請負工事費（予定価格）が4,000千円以下）の建設工事</u> <u>2) 共同企業体のみにより競争入札または随意契約を行う工事</u> <u>3) 共同企業体と随意契約を行う工事</u> <u>4) 共同企業体と単体が混合する競争入札を行う工事</u>	契約の方法	補正值（%）	ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04	ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	ケース3：ケース1及び2以外の場合	補正しない	字句の削除 〃 〃 〃 〃																
契約の方法	補正值（%）																									
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合	0.04																									
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																									
ケース3：ケース1及び2以外の場合	補正しない																									